



風と大地

第27号

庄内町農業委員会
平成30年10月20日



枝豆の刈取作業

表紙の紹介

半澤 重幸

立川枝豆部会所有の、乗用枝豆収穫機による加工用枝豆の、刈取り風景です。立川枝豆部会は、現在5名で面積6.5haを作付け刈取りをしています。また、JA庄内たがわ管内の三川、藤島地域を含む23haで刈取りを、7月下旬〜9月上旬まで行いました。



農地パトロールを実施しました

秋葉俊一

農地パトロールを7月25日に実施しました。調査は、農業委員、事務局が昨年の調査結果、担当委員の調査を中心に、所在と状況を一筆ごと確認しました。

この調査は、農地法に基づく「利用状況調査」と「耕作放棄地全体調査」を兼ね、耕作放棄地の把握、農地法の許可(届出)案件の履行状況確認、農地の違反転用有無を農業委員会で実施するものです。

耕作放棄地は、農産物の生産能力の衰退のみならず、雑草繁殖や病害虫発生など、近隣耕作地へ悪影響を及ぼし、農地の集団利用の妨げとなります。

今後も継続して農地パトロールを実施します。皆さまのご協力をお願いします。



農地パトロール

第14回庄内町五団体交流会

齋藤 敦

まず五団体とは、余目町農業協同組合・庄内町農業委員会・最上川土地改良区・庄内町議会・庄内たがわ農業協同組合の五つで、例年は当番幹事団体が段取りをして、グラウンドゴルフ大会を行っていました。

しかし、本年度はアンケート調査を行いながら講演会と懇親会を行うことになりました。

8月23日の開催当日は、もし例年通りにグラウンドゴルフ大会を行っていたら、熱射病で倒れるくらいの猛暑日でした。

講演会の講師の、中原浩子氏は、以前に庄内町観光協会で観光専門員をなされており、農委広報「風と大地」第14号に、「私も一言夢のある農業に期待」と題してご寄稿いただいております。

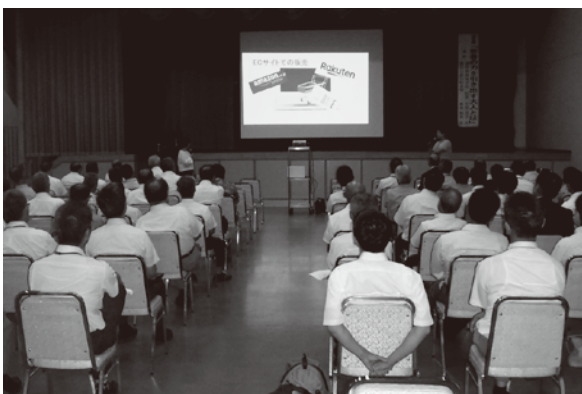
講演の演題は、「若者の力を引き出す大人とは」と題して、東北公益文科大学の学生の本木祐太氏と二人で行われました。はじめにユーチューブを見せられた時は、どうなるものかと思いま

したが、本木さんのステイープ・ジョブズを思わせるプレゼン？でした。

「地産地消」ではなく、「地産外消」ということで、販路の拡大にも触れられたかと思えます。

スライドの最後に、「さあ、一歩踏み出すのは誰だ？」と。

講演の後は、懇親会で、冷たい生ビールや、猛暑に、秋の味覚「芋煮汁」に舌鼓を打ちながら交流を深めました。



第14回庄内町五団体交流会



第21回 全国農業担い手サミット in やまがた

庄内町認定農業者の会 **和島 孝輝**

平成30年11月8日(木)、9日(金)に開催されます。第21回全国農業担い手サミットinやまがた8日(木)の全体会は、山形国際交流プラザ(ビッグウイング)において、全国優良経営体表彰、農林水産大臣表彰式やパネルトーク、サミット宣言で閉会です。本県の大会テーマは、

「咲かせよう 農の花! 実らせよう豊かな日本!」
「サプテーマ」
「樹氷のように輝き、たくましい未来へ」
その後、県内8ヶ所に会場を移して、地域交流会(情報交換会)、庄内地区は、鶴岡・田川と酒田・飽海の2会場で開催します。庄内町認定農業者の会会員も、20名参加予定です。最後に、本大会が盛会に終える事を願うものです。

私の家は、祖父、祖母、父、私の四人で水稲、大豆、赤かぶ、枝豆、ストックを栽培しています。就農のきっかけは、中学生のころから家の手伝いをするようになり農業に興味を持ち、漠然と将来は家を継ごうと思っていました。高校は庄内農業高校に進学し、稲作を学びました。高校卒業後は、山形県立農業大学校に進学し2年間野菜について学び平成28年3月より認定新規就農者として就農致しました。

主となる経営は水稲で私と父で担当しています。稲作経営面積は約15haで田植えや稲刈りなどの繁忙期には祖父、祖母にも手伝ってもらっています。

今後、規模拡大する場合には、法人化も考えていかなければならいと考えています。野菜物は祖父祖母がメインで行っています。肥料散布などの重労働は私が代わりに手伝ったりしています。

また、私は共同作業の堆肥散布ともみ殻育苗マットを作る仕事をしています。また、ヘリ防除の補

ニューファーマー紹介

常万 齋藤大樹 たいき



助員もしています。農家の先輩方と仕事をするのはとても勉強になりますし、農家の交流が増え農業の話や相談したりできる人と知り合えたことは自分の大きな財産となつています。

現在24haの経営をしています。将来は法人化し従業員を雇い農家の担い手として頑張っていきたいと思っています。また、安心安全な米を生産し販売経路を増やし価格に左右されない販売を行っていきたくです。

ダメです! 違法転用

- 許可なく転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合等は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がされる場合があります（農地法第51条）
- 罰則の適用もあります（農地法第64条、第67条）。違反転用すると個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金が科せられます。

- 資材置場にした
- 青空駐車場にした
- 産廃の捨て場にした
- 建設残土の捨て場にした
- 農業用施設を建てた*

※自己所有農地に2a未満の農業用施設を建てる場合は許可を要しないこととなっていますが、届け出は必要です。まずは農業委員会にご相談ください。

農業者年金で 生涯所得の確保を!



- あなたの老後生活への備えは十分ですか?
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

農業者年金 へは…



の方ならどなたでも加入できます。

月々の保険料を大きくすることで将来の支給額を増やせます

農業者年金の保険料は2万円から6万7千円まで(千円単位で)加入者が自由に選択できます。また、保険料の額はいつでも見直しできます。

加入期間が短くても保険料を増やすことで豊かな老後に備えることができます。

※脱退は自由ですが、脱退された場合でもそれまでに積み立てた保険料は、将来、年金として支払われます。



農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額(年額)の試算

加入年齢	加入年数	保険料月額	
		4万円の場合	6万7千円の場合
40歳	20年	男性	60万円
		女性	51万円
50歳	10年	男性	27万円
		女性	23万円

※上のケースは、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.35%となった場合の試算です。制度発足以降15年間(平成28年度まで)の運用利回りの平均は、年率2.77%です。予定利率は、毎年度農林水産省告示により定められ平成30年度は0.35%です。

※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

今年もいつのまにか、爽りの秋を迎えている。大雪の年は、稲が豊作である事を信じ期待していたが、まさに今年の稲は、くず米が豊作であると言えよう。

最近の気候は、極端に変化がありすぎる。田んぼの水不足があったと思いきや、その後二度も豪雨にみまわれた。我が家のハウスは、冠水し、中の作物に被害を受けたまさに、日本列島は、台風や、大地震などの異常気象のラッシュアワーである。

また、大きな台風が、日本列島に近づいているが、自然の力に、かなう力はないものだろうか。

(H・S)

編集後記

編集委員(農地部会)

- 部長 半澤 重幸
- 副部長 佐藤 一
- 秋葉 俊一
- 佐藤 恒子
- 斎藤 克行
- 長南 統
- 高橋 義夫
- 和島 孝輝